

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等

- 1 この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 16 第 1 項（外国組合員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第 141 条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第 1 項（国内源泉所得）又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 138 条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。
- 2 この明細書は、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に提出してください。
- 3 この明細書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「外国法人の名称」欄には、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。
 - (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (3) 「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 1 項の規定の適用に係る同条第 2 項第 1 号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する特例適用申告書及び措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 7 項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。
 - (4) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第 41 条の 21 第 2 項第 2 号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。
 - (5) 「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事務所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）を記載してください。

なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合におけるその国外にある主たる事務所の所在地及び当該国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する納税地とが異なる場合にはその納税地を記載してください。
 - (6) 「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。
 - (7) 「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第 67 条の 16 第 1 項の規定の適用により法第 141 条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条第 1 項又は旧法第 138 条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。
 - (8) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。